

保護者 様

令和2年4月13日

御浜町教育委員会
教育長 生駒 亮哉

臨時休校について

令和2年4月10日付文書「新型コロナウイルス感染防止への対応について」(別添)において、三重県教育委員会は「全ての県立学校を下記の理由により、4月15日(水)～5月6日(水)の間、臨時休校する。」と発表しました。

これを受けて、御浜町教育委員会は今後の対応を協議し、熊野市、紀宝町とも連携を図りながら町長の判断を仰いだ上で、感染拡大防止を図る観点から下記のとおり御浜町内の小中学校を臨時休校とします。また、学校とともに町内の公共施設における感染拡大防止を図るため、公共施設を臨時休館(場)とします。

記

(理由)

- ・愛知県、岐阜県等近隣他県の感染拡大
- ・県外からの感染流入の恐れ
- ・県南部でも感染者出現
- ・感染経路不明の感染が拡大傾向

感染フェーズ
の変化



三重県内の感染拡大の危険度が高まっている

- 御浜町の対応
 - ①小中学校を臨時休校とする
 - ②公共施設を臨時休館(場)とする
- 期間 令和2年4月15日(水)～5月6日(水)

3 今後の取組

(1) 学校

学習遅滞を極力避けるために、家庭学習充実の支援を図る。また、学校での預かり学習、運動場の開放、家庭訪問など、子どもや保護者との繋がりを保つ取り組みを行うとともに家庭への支援にも努める。

①宿題・課題プリント配布

②学校での「預かり学習」(宿題・自主学習)の実施(9:00～15:30)

③運動場・グラウンドの児童生徒への開放

(9:00～15:30 使用は、午前1時間 午後1時間以内)

④登校日の設定⇒4月21日(火) 詳しくは後日マチコミで連絡します。

⑤家庭訪問の実施

※児童生徒が遊ぶための体育館の開放は行わない。

※スポーツ少年団や社会体育へのグラウンド開放や体育館開放は行わない。

家庭で面倒を見るのが困難と思われる小学校3年生以下の児童、及び1年生～6年生の特別支援学級在籍児童については、学校で下記のとおり「預かり学習」を行います。

- 1 対象 小学校3年生以下の児童及び1年生～6年生の特別支援学級在籍の児童で、学童保育に行かない児童、保護者や家族が、子どもをみるのが困難で子どもが一人で過ごさなければならないご家庭の児童
- 2 期間 4月15日（水）～5月6日（土・日、祝日を除く）
- 3 時間 （午前） 9：00～12：00
（午後） 13：00～15：30
午前だけでも、午後だけでも可。1日いる場合は弁当を持参してください。
- 4 学習内容 宿題、自主勉強、軽い運動など
- 5 備考 希望する方は、申し込みが必要です。詳しくは学校からの「一時預かり文書」をご覧ください。

（2）家庭

不要不急の外出は避けるべきだが、保護者の許可があれば、軽い運動や散歩、ジョギング、学校の運動場や近くの公園で遊んだりするなど、運動不足やストレス解消のために戸外へ出るとは禁止しない。但し、大勢が3密（密閉・密集・密接）状態で遊んだり過ごしたりすることは避ける。

学校の運動場・グラウンドを下記の要領で開放します。軽い運動や遊び等で使用してください。但し、使用は1時間以内とします。

- 1 期間 4月15日（水）～5月6日（土・日、祝日も可）
- 2 時間 9：00～15：30 ※使用は、午前・午後とも1時間以内。
- 3 注意 自校の運動場・グラウンドのみとします。他校へは行かないでください。また、密集になって遊ぶことは避けてください。

（3）学童保育・放課後児童クラブ

学童保育・放課後児童クラブに夏休み期間に準じた開設（午前中からの開設）を依頼する。（「みはまっ子」「つどい」から連絡があります。）

（4）公共施設

臨時休館（場）とする公共施設は、中央公民館（図書室含む）、各地区公民館、尾呂志体育館、各学校体育館・運動場・グラウンド、寺谷総合公園テニス場・グラウンド。

（5）スポーツ少年団、子どもの文化的活動

学校のグラウンドや公共施設等を使って行われる児童生徒のスポーツ少年団活動や文化的活動は、学校の臨時休校期間中は休止を要請する。